

第16回 木曾三川下流域自然再生検討会

【第15回自然再生検討会における主なご意見と対応方針】

令和5年12月

国土交通省 木曾川下流河川事務所

第15回検討会における主なご意見とその対応方針

No.	大項目	小項目	意見	対応方針・対応状況
1	モニタリング評価結果の検討	物理環境	物理環境項目をこの6項目とした理由と「潮間帯」等それらの適否について確認しておきたい。物理環境項目を評価に加えるのは取り組みとしてはよいと考える。	令和5年度に各再生メニューの実施箇所選定に係る物理環境項目の検討を行った。【回答】 今後、物理環境項目も考慮し、実施箇所選定を行う予定である。【第17回検討会審議事項】
2			物理環境項目のうち、干潟再生における「潮間帯」は評価を左右する要因ではなく、整備後の場(干潟)の形成状況等と同義であると考えている。評価結果のフローは修正されたい。	ご指摘の通り、潮間帯はモニタリング評価に影響を及ぼす物理環境項目から削除し、フローの修正を行った。【回答】
3			干潟再生のモニタリング結果は良好な場所が多く、悪い場所の原因も明瞭であるが、ヨシ原再生は評価にばらつきがある。特にヨシ原再生については、評価方法だけでなく、おそらく本事業の位置付けにも課題があり、対象地間の水動態や物理場の変異を踏まえた、各地間の連関性などを視野に入れるべきと感じる。	ヨシ原再生事業は、そのほとんどが自然再生計画書(H24.3)策定前に実施されており、試行的に行われた側面もある。次期自然再生計画では、ヨシ原再生事業の考え方を改めて整理した。【資料2-2 P42-43】
4		ヨシ原	「ヨシ原の再生において効果が見込めない所では追加対策を実施しないことを検討する」との方針を記載した点は非常に良かったと評価できる。自然状態においても水衝部ではヨシは生育しないので、そのような箇所において消波対策まで行って再生整備や追加対策を実施することの必要性はなく、お金を掛けなくても、自然再生を継続できるような形を目指すのは良いと考える。	追加対策は、対策に係る費用や効果の程度を踏まえ、対策を行う箇所や内容の検討を進めたいと考える。追加対策の考え方についても自然再生計画への反映を行った。【資料2-2 P31,33,43,47】
5		目標設定	河川全体を俯瞰したうえで、水衝部の割合や、再生可能なポテンシャルを有する箇所の割合、これまでの自然再生事業で再生出来た割合など、事業と対象場との関わりといった全体像を示すことが出来ると良い。	今後、水際環境8区分や河川環境検討シート等の整理を行い、木曽三川全体での河川環境の状況を俯瞰した上で、自然再生の実施箇所の選定等を進める。【第17回検討会審議事項】
6	新たな自然再生メニュー(案)について	全体	これまでの河川環境の変遷を整理し、把握した生息場や生物の増減状況を踏まえた上で、個別の再生メニューがそれらの回復に寄与することを明確化することが大事である。次期再生計画策定に向けた見直し等の作業では、ぜひ他河川の手本となるように、計画書の作成を進めていただきたい。	令和5年度に河川環境の長期的な変遷を整理し、生息場や生物の増減状況を踏まえた課題や必要な自然再生事業のメニューを取りまとめた。【資料2-2 P15,17,21,22、資料2-3 P8,9,16,17】
7			まずは生物の状況や場の状況がどのような変遷をたどってきたのかを整理し、現況を俯瞰して把握することが重要である。どのように整理を進めていくかについては助言できるので、ぜひご相談いただきたい。	
8			モニタリング評価の際に説明された物理環境の項目については、本来は、再生適地の選定に活用するのが望ましいものと考えている。評価だけではなく、再生箇所の選定に活かしてもらいたい。	令和5年度に各再生メニューの実施箇所選定に係る物理環境項目も検討を行った。【回答】 今後、物理環境項目も考慮し、実施箇所選定を行う予定である。【第17回検討会審議事項】

第15回検討会における主なご意見とその対応方針

No.	大項目	小項目	意見	対応方針・対応状況
9	新たな自然再生メニュー(案)について	全体	既存の自然再生事業の実施内容について、効果が低いと判断される内容は今後実施しない旨も整理して明示しておくことが望ましい。	自然再生事業のうち効果が低いと判断される内容は、今後実施しない旨を自然再生計画書変更案に記載した。 【資料2-2 P31,33,43,47】
10			保全方針において、減少が見られる箇所は環境改善を実施していく旨が記載されているが、自然的な消長もあるため、消失する、消失しそうだとなると直ちに対策を実施するのではなく、河川全域の状況を見て増えている箇所はないか、代替できている場所が増加していないか等も踏まえて着手することが望ましい。	河川全体で環境がどのように変遷しているのか、水際環境8区分から把握を行い、良好な水際環境が増えた箇所、減少した箇所を把握したうえで、保全箇所の抽出を行った。【資料2-4 P2-5】
11		浅場環境の再生	浅場環境の減少状況について、いつ頃から減少傾向にあるのか、また減少の要因は何であるのかについて、浅場を保全・再生することの前提として具体的に整理した方がよい。	水深の状況を長期的に整理した結果、特に-0.6～12kの区間で昭和年代から平成10年ころにかけて、揖斐川の浅場が減少する傾向が見られた。河口堰下流部では河道掘削による影響と考えられた。また、17k～19kの区間では平成20年～平成30年頃にかけて岸側の浅場が微減傾向であった。【付録資料2-3 P1-13】
12			徳山ダムの建設による影響も考える必要はあるのかどうか。下流域では砂利が多くなってきているとの話もあり、ヤマトシジミとの関連性についても話を聞きたい。	今後、浅場環境の再生経緯を整理する際に、底質の経年変化やヤマトシジミの好適環境についても、把握出来ている範囲で情報提供を行う。【回答】
13		良好な湛水環境の整備	再生の手法として、新しい構造物を入れるなどの大規模な造成を行うのではなく、最小限の整備を行ったうえで、自然の営力により徐々に良好な環境が構築されるような手法も検討されるとよい。	良好な湛水環境の整備は、水際にエコトーンを形成する整備内容を検討した。樹木伐採や盤下げを行い、周辺に分布するヨシや沈水植物が侵入・定着するような環境を整備する方針としている。基本的に人工構造物は整備しない方針である。【資料2-2 P44,45、資料2-3 P20】
14	印旛沼の再生事例は、植生帯やエコトーン創出による水質改善が主目的で取り組まれており、行政・市民団体・学識経験者・企業などによる協働事業として実施された事例である。自然再生事業では工法の適応性、費用対効果を考慮しつつ、民間から動員が得られるようであれば、地域との一体性が生まれ、事業が一層推進するものとみられる。		地域との連携については自然再生計画書にも整理済みであり、ご意見いただいた通り他事例も参考にした上で、自然再生の推進に際しては民間との協働も検討していく方針である。【回答】	
15	揖斐川には、自然の形で水が溜まるような環境もあり、そのような環境を有効活用した取り組みも検討できるのではないかな。		ワンド再生は、当面は木曽川での実施を想定している。揖斐川ではワンド再生は重点メニューとはなっていないが、水が溜まるような形状となっている箇所については、整備することを今後検討する。【第17回検討会審議事項】 上記の整備ができるよう、変更計画書案には、将来的に各河川の重点メニュー以外についても、効果が見込める箇所については実施を検討していく旨を記載した。【資料2-2 P39】	

第15回検討会における主なご意見とその対応方針

No.	大項目	小項目	意見	対応方針・対応状況
16	新たな自然再生メニュー(案)について	良好な湛水環境の整備	良好な湛水環境の整備について、現況の条件を踏まえ新たな再生を進めるということで、これまでになかった取り組みであり、非常に期待している。再生を実施することによるメリットをしっかりと整理し打ち出していきたい。琵琶湖や印旛沼、霞ヶ浦等の事例の出来不出来も参考にしながら木曽三川に適した再生手法を検討いただきたい。	良好な湛水環境の整備を行うことで期待される効果について検討を行った。長良川では治水面の課題もあるため、他事例を参考にした上で、整備内容を検討した。 【資料2-2 P37、P44,45、資料2-3 P19-20】
17			長良川が印旛沼と違う点は埋土種子が無く、上流から流れてくるものを期待するしかない点である。その点が非常に難しいと考えるので、試行錯誤して取り組んでいただきたい。また、印旛沼や手賀沼では、水質の富栄養化が課題となっている。長良川においても栄養塩の循環に留意した自然再生を検討する必要がある。	良好な湛水環境の整備内容としては、水が滞留するような形状での整備を予定しておらず、また長良川河口堰の上流区間は印旛沼のように水の流れがない湖沼ではなく、水質調査においても河口堰の上流で顕著な水質の変化は生じていない状況である。 【回答】
18	その他	ワンド	ワンド内の腐泥の堆積状況について、面的な分布状況は把握しているか。また、腐泥への対応は何か検討しているか。底質状況が悪い場合には改善できるような対策を実施するとよい。	ワンド再生箇所①～③において、令和5年度に水路周辺の9地点で底質調査を行い、泥質の面的な分布状況を確認した。水が滞留し、表層の泥に有機物の堆積が多く見られる箇所では酸化還元電位(ORP)がマイナスを示す地点も見られ、一部の地点では腐泥臭も確認された。令和5年度にワンド再生箇所②～③の水路掘削が実施され、水流が改善される予定であり、還元的な環境は改善されと考えられる。 【回答】
19			定量的な調査でなくとも、現地踏査で概ねワンドのどのあたりに腐泥が分布しているかを記録するだけでも良い。	泥質の分布について、令和5年度の底質調査で記録を行った。水の流れが滞留する箇所で腐泥の堆積が見られた。 【回答】
20			水際部の樹木は伐採できていないとのことだが、伐採が可能であれば、伐採したいという考えで良いか。	ワンド再生箇所③では、基本的に全ての樹木を伐採予定としていたが、水際は重機による施工が困難であること、また水際の樹木はゴミの漂着対策としても機能する可能性があることから、一部は残置している。 【回答】
21			セイタカヨシは、水際からやや陸域に自生する重要種である。生長が早く、草丈が高くなるため、移植を行う場合は保全に留意しつつ、散策路、堤防上からワンド全体への視界の妨げにならないよう工夫されたい。	セイタカヨシは、施工の際に極力除草しないよう配慮した。なお、周辺に広く分布が見られることから、移植等の対応は実施していない。 【回答】